平成２９年（フ）第２４号
大阪府岸和田市土生町1254番地ビバライフ206号
債務者　辻本ますみ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地　鶴原中央住宅３－205
債務者　林田　　博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
大阪府泉南市信達牧野1316番地、前住所大阪府守口市橋波西之町１丁目16番８号
債務者　中橋　　進
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
大阪府泉南市樽井８丁目14番15－302号
債務者　藤山　弥哉
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６号
静岡県浜松市浜北区横須賀626番地の１
債務者　池澤　弥生
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
静岡県袋井市愛野2885番地の２ジンヤビラ103号室、前住所静岡県袋井市堀越２丁目14番地の６　クラウンハイツ203号室
債務者　中島　澄枝（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
大阪府東大阪市南四条町４番17号
債務者　澤田　　強
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号(305号)、前住所大阪府大東市深野北１丁目６番16号
債務者　雪本　恵三
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号(305号)、前住所大阪府大東市深野北１丁目６番16号
債務者　雪本　規子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８号
大阪府高槻市赤大路町37番２－304号
債務者　市村加寿子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９号
静岡市駿河区丸子３丁目２番６－306号
債務者　勝呂　　香（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
愛知県岡崎市仁木町字川越48番地　市営　仁木荘　５－201
債務者　宇野　良一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月４日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３号
熊本県山鹿市鹿本町来民2214番地９　グリーンハイム202
債務者　大塚麻衣子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１１９７号
東京都武蔵村山市伊奈平３丁目36番地の51
債務者　藤澤　明義
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７１号
福井県越前市府中２丁目５番６号
破産者　小林多津子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
仙台市青葉区台原７丁目３番２号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目13番地５
破産者　一戸　　直
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係